

# フィリピシ

## 外国企業の会社設立手続・必要書類 詳細

駐在員事務所(Representative Office)	2
 駐在員事務所の性質および機能	2
証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)への登録	2
<u>地方自治体の手続き</u>	4
内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き	5
社会保険関連の手続き	5
設立後の手続き	5
支店(Branch Office)	6
 性質および機能	6
証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)への登録	7
<u>中央銀行の手続き</u>	9
地方自治体の手続き	9
ー 内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き	10
社会保険関連の手続き	10
設立後の手続き	10
100%子会社(Wholly-owned subsidiary)	11
	11
<u> 証券取引委員会(Securities and Exchange Commission: SEC)への登録</u>	12
中央銀行の手続き	
地方自治体の手続き	14
内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き	15
社会保険関連の手続き	
設立後の手続き	16
コーポレートガバナンス規定	16
監査済み財務諸表の提出	17
備考	18
 個人事業主(Sole Proprietorship)の登録手続き	18
————————————————————————————————————	18



## 駐在員事務所(Representative Office)

#### 駐在員事務所の性質および機能

駐在員事務所は国外の本社とフィリピンの顧客との連絡事務所として活動する。駐在員事 務所の機能は極めて限られている。一般的には以下の機能を有している。

- 1.本社の製品およびサービスの情報宣伝と販売促進
- 2.市場調査の実施
- 3.フィリピンにおける情報収集
- 4.製品の品質管理

駐在員事務所はフィリピンで所得を得ることはできない。注文の勧誘や売買契約の締結も許されていない。駐在員事務所が行なった販売促進活動によって販売契約の締結に至っても、契約交渉や契約の締結はフィリピン国外で本社が行なわなければならず、駐在員事務所が、または駐在員事務所を介してそれらを行なうことはできない。本社はフィリピン国外で直接フィリピンの買い手に販売しなければならない。

実際上は、駐在員事務所はフィリピンの顧客と販売の条件について連絡を行なうことができる。販売条件が本社の決定したものであれば、その取次ぎを行なっても、駐在員事務所が 契約交渉を行なったことにはならない。

駐在員事務所は売買契約を締結することは許されていないが、駐在員事務所の管理に関する事項について、契約を締結することはできる。例えば、事務所の賃貸契約、フィリピンにおける従業員の雇用契約などがこれにあたる。

駐在員事務所はその運営において本社の全面的な援助を得ることが必要である。本社は当初、駐在員事務所の証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)への登録申請前に、事務所の設立要件として30,000ドル相当以上を送金しなければならない。その後、駐在員事務所の必要経費をまかなうための送金を随時行なう。駐在員事務所は所得を得ることが許されていないので、所得税の課税対象とはならない。

#### 証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)への登録

駐在員事務所の設立には証券取引委員会(以下 SEC)への登録を要する。

#### 登録の必要書類

#### 1.社名確認書



SEC に社名の使用許可申請を行なう必要がある。申請した社名が承認された場合、SEC から社名確認書が発行される。既に SEC に登録されているものと同一もしくは類似の社名は使用できない。

#### 2.本社の取締役会議決書

フィリピンに駐在員事務所を設立すること、駐在員事務所に送達される召喚状もしくは その他法的手続きを本社を代表して受領する、居住代理人(Resident Agent)を指名す ること、居住代理人不在の場合は本社がその責を負うことなどを承認する内容を盛り込 む。

居住代理人には、フィリピン在住の個人、またはフィリピンで合法に事業取引を行なう 法人がなりうるが、個人の場合には、道徳的に公正で良好な経済状態にある者でなけれ ばならない。居住代理人に指名された者は、指名を受諾する旨、文書にて SEC に提出 する。

本社の取締役会議決書は、本国で公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 3.本社の直近の監査済み財務諸表

外国語表示の場合には、英語の翻訳を付した上で、公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 4.本社の定款

外国語表示の場合には、英語の翻訳を付した上で、公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 5.送金証明書、預金証明書

初期送金として 30,000 ドル相当の送金を行ったことを証明する証書を銀行から取得する。公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 6. 宣誓供述書(Affidavit)

株式会社以外の駐在員事務所を設立する場合は、申請する会社が健全な財政基盤を有していること等を述べた居住代理人(Resident Agent)の宣誓供述書(Affidavit)を提出する必要がある。

7.登録情報シート (SEC 書式番号 RDS96-2)

#### TIN 番号記載の義務化

2013年1月7日、証券取引委員会(SEC)は、覚書回覧第1-2013号を発行した。本回覧



では、すべての外国投資家は、会社の設立やパートナーシップの登録の際、設立定款などすべての登録書類に、納税者番号(Tax Identification Number: TIN)またはパスポート番号の記載がなければ、設立や登録の申請は受け付けられないとした。変更申請の際にも、TINを記載し、自然人か法人か、居住者か非居住者かを記載しなければならない。年次報告書(General Information Sheets)など会社の設立およびパートナー登録後にSECに提出するあらゆる書類についても同様とした。

#### 登録手数料

SEC への登録手数料は、初期送金額の 1%の 1/10 か、1,000 ペソのいずれか多いほうの金額となる。登録手数料の 1%に相当する調査手数料も納付しなければならない。

2014年1月23日、SEC は覚書回覧第4-2014号を発行した。本回覧は、SEC の会社登録・管理課(Company Registration and Monitoring Department: CRMD)の申請料と超過罰金の払い戻しおよび再申請に関するガイドラインを規定したもの。ここでは、どのような場合に払い戻しや再申請が適用されるかを規定し、払い戻しを受けるべき、または将来の手続きにおいて再申請が適用される場合の申請料の額および超過罰金の額について規定している。

#### SEC 登録後の必要事項

SEC 登録申請が承認されると登録証書 (Certificate of Registration) が発行される。これに続き、以下の手続きを行なう。

## 地方自治体の手続き

1.バランガイ・クリアランス

駐在員事務所の所在地を管轄するバランガイ(Barangay)から許可証を取得する。通常バランガイ事務所では、SEC登録証書及び事務所賃貸契約書の写しの提出を求めている。

#### 2.事業許可証(Mayor's permit)

駐在員事務所の所在地を管轄する地方自治体から事業許可証を取得する。事業許可証の 取得には通常、以下が必要となる。

- (a)バランガイ・クリアランス
- (b)事務所賃貸契約書
- (c)所定の申請書
- (d)申請手数料、地方事業税:申請手数料、地方事業税額は地方自治体により異なる。

事業許可証申請時には通常、職員による査察が行なわれる。なお、事業許可証は毎年更新



しなければならない。

3.住民税納付証明書(Community Tax Certificate)

駐在員事務所の所在地を管轄する地方自治体にて納付、証明書を取得する。毎年の更新が必要である。

#### 内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き

1.納税者識別番号(Taxpayer Identification Number)の取得 駐在員事務所の所在地を管轄する税務署(Revenue District Office)から、納税者識別番 号を取得する。申請時には SEC 登録証書の提示が求められる。

#### 2.納税者登録

所得を稼得しない駐在員事務所であっても、給与に対する源泉徴収税や、付加給付に対するフリンジベネフィット税の納付などが発生するため、申告が必要となる税の種類を確定する納税者登録を、駐在員事務所の所在地を管轄する税務署に申請する。申請時には登録申請書(BIR 書式番号 1903)に下記を添えて提出する。

- (a)事業許可証
- (b)事務所賃貸契約書
- (c)SEC 登録証書
- (d)会計帳簿
- (e)登録手数料

申請が承認されたあかつきには、登録証明書 (BIR 書式番号 1556) が発行される。なお、 税務署登録は毎年更新手続きを行なう必要がある。

#### 社会保険関連の手続き

従業員の雇用が発生した時点で、社会保障制度(Social Security System)、健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation)、持家促進相互基金(Home Development Mutual Fund/Pag-IBIG Fund)への登録を行ない、毎月拠出金を納付する。

## 設立後の手続き

- 1.駐在員事務所設立日から毎年 30 日以内に、年次報告書(General Information Sheet)を SEC に提出する。
- 2.会計年度終了日から原則 120 日以内に、監査済み財務諸表を BIR に提出する。



## 支店(Branch Office)

## 性質および機能

支店は本社の延長である。支店は本社とは別の法的人格を有することはできない。したがって、フィリピンの外国企業の支店が負う責任はすべて本社が負うこととなる。さらに、本社の資産はすべて、フィリピン支店の債権者の権利行使の対象となりうる。

支店は通常、外国投資法の規則に従い、本社の事業活動を遂行する。そのため、駐在員事務所とは異なり、フィリピンから所得を稼得することができる。さらに、フィリピンの支店はオフショア取引、例えばフィリピン国外での事業取引を行ない、そこから所得を稼得することもできる。

支店はフィリピンで幅広い事業活動に従事することができる。しかし、外国投資法の下では、 ある種の事業活動は、一部もしくは全部をフィリピン資本が保有している企業に対しての み許可されている。対象となる事業活動は外国投資ネガティブリストに記載されている。外 国企業のフィリピン支店は、フィリピン資本要件を満たすことができないので、当該リスト に記載されている事業活動に従事することができない。(「外資に関する規制」の「規制業種・ 禁止業種」の項を参照)

外国投資ネガティブリストに示されているように、払込資本金 200,000 ドル以下の国内市場向け企業は、株式の 60%以上がフィリピン資本でなければならない。ただし、払込資本金 100,000 ドル以上の国内市場向け企業で、次のいずれかの条件を充たす場合、このような制限はない。

- (a) 先進技術(科学技術省が決定する) を利用していること
- (b) 革新的新興企業法 (Innovative Startup Act) に基づき、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されていること
- (c) フィリピン人従業員を15人以上雇用していること(従来50人とされていた)

したがって、外国企業のフィリピン支店が国内市場向け企業として事業を行なうためには、以下の運転資金(Assigned Capital)が必要となる。

- (a)先端技術を使用せず、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されておらず、15人以上の直接雇用をしない場合、200,000ドル相当以上の運転資金
- (b)先端技術を使用しているか、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されているか、15 人以上の直接雇用をする場合、100,000 ドル相当以上の運転資金

輸出型企業に該当する外国企業のフィリピン支店は、最低運転資金額要件の対象とならない。外国投資法の下で「輸出型企業」とは、売上の 60%以上を外国に輸出する製造業者、



加工業者、サービス業者(観光業を含む)をいい、貿易業者の場合には、国内で製品を購入し、その60%以上を輸出する者をいう。

#### 証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)への登録

支店の設立には証券取引委員会(以下 SEC)への登録を要する。

#### 登録の必要書類

「支店設立申請書(SEC 書式番号 F-103)」(<u>http://www.sec.gov.ph/</u>でダウンロード可能) に以下の各書類を添付の上、申請を行なう。

なお、2016年6月9日にSECが発行した覚書回覧第6-2016号により、支店設立申請を行う外国会社は、申請書に以下の内容を記載することが義務付けられている。

- (a) 当該外国会社の主たる事業所の詳細な住所
- (b) 居住代理人 (Resident Agent) の詳細な住所
- (c) フィリピン国内のオフィス又は事業を行う場所の詳細な住所
- (d) 当該外国会社の取締役及び役員の詳細な住所

#### 1.社名確認書

SEC に社名の使用許可申請を行なう必要がある。申請した社名が承認された場合、SEC から社名確認書が発行される。既に SEC に登録されているものと同一もしくは類似の社名は使用できない。

#### 2.本社の取締役会議決書

フィリピンに支店を設立すること、支店に送達される召喚状もしくはその他法的手続きを本社を代表して受領する、居住代理人(Resident Agent)を指名すること、居住代理人不在の場合は本社がその責を負うことなどを承認する内容を盛り込む。

居住代理人には、フィリピン在住の個人、またはフィリピンで合法に事業取引を行なう 法人がなりうるが、個人の場合には、道徳的に公正で良好な経済状態にある者でなけれ ばならない。居住代理人に指名された者は、指名を受諾する旨、文書にて SEC に提出 する。

本社の取締役会議決書は、本国で公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 3.本社の直近の監査済み財務諸表

外国語表示の場合には、英語の翻訳を付した上で、公証及びアポスティーユを受ける必要がある。



SECは提出された財務諸表から以下の比率について判断する。

(a)支払能力比率(総資産対総負債の比率が1:1以上)

(b)流動比率(流動資産対流動負債の比率が1:1以上)

(c)資本対負債比率(資本対総負債の比率が1:3以下)

上記の比率を満たさない場合には、1,000,000 ペソ相当の有価証券を SEC に預託する などの追加条件が課される。

#### 4.本社の定款

外国語表示の場合には、英語の翻訳を付した上で、公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 5.送金証明書、預金証明書

最低運転資金額要件の対象とならない場合を除き、初期送金として 200,000 ドル (先端技術を使用せず、50 人以上の直接雇用をしない国内市場型企業) もしくは 100,000 ドル (先端技術を使用しているか、50 人以上を直接雇用する国内市場型企業) 相当の送金を行ったことを証明する証書を銀行から取得する。公証及びアポスティーユを受ける必要がある。

#### 6. 宣誓供述書(Affidavit)

株式会社以外の支店を設立する場合は、申請する会社が健全な財政基盤を有している こと等を述べた居住代理人(Resident Agent)の宣誓供述書(Affidavit)を提出する必 要がある。

7. 登録情報シート (SEC 書式番号 RDS96-2)

#### TIN 番号記載の義務化

2013年1月7日、証券取引委員会(SEC)は、覚書回覧第1-2013号を発行した。本回覧では、すべての外国投資家は、会社の設立やパートナーシップの登録の際、設立定款などすべての登録書類に、納税者番号(Tax Identification Number: TIN)またはパスポート番号の記載がなければ、設立や登録の申請は受け付けられないとした。変更申請の際にも、TINを記載し、自然人か法人か、居住者か非居住者かを記載しなければならない。一般情報票(General Information Sheets)など会社の設立およびパートナー登録後にSECに提出するあらゆる書類についても同様とした。

#### 登録手数料

SEC への登録手数料は、初期送金額の 1%の 1/10 か、1,000 ペソのいずれか多いほうの金



額となる。登録手数料の1%に相当する調査手数料も納付しなければならない。

2014年1月23日、SEC は覚書回覧第4-2014号を発行した。本回覧は、SEC の会社登録・管理課(Company Registration and Monitoring Department: CRMD)の申請料と超過罰金の払い戻しおよび再申請に関するガイドラインを規定したもの。ここでは、どのような場合に払い戻しや再申請が適用されるかを規定し、払い戻しを受けるべき、または将来の手続きにおいて再申請が適用される場合の申請料の額および超過罰金の額について規定している。

#### SEC 登録後の必要事項

SEC 登録申請が承認されると登録証書 (Certificate of Registration) が発行される。これに続き、以下の手続きを行なう。

#### 中央銀行の手続き

運転資金として送金したものは、フィリピン中央銀行(BangkoSentral ng Pilipinas)に外国投資として登録することができる。中央銀行への登録により、利益送金時や投資資金の本国引揚時に、公認代理銀行にて外貨を調達することが可能となる。中央銀行への外国投資登録手続きを行なっていない場合、外貨調達は公認代理銀行で行なうことができず、それ以外で調達することになる。

中央銀行登録には外貨建て投資はフィリピンペソに転換することが必要である。

#### 地方自治体の手続き

1.バランガイ・クリアランス

支店の所在地を管轄するバランガイ(Barangay)から許可証を取得する。通常バランガイ事務所では、SEC 登録証書及び賃貸契約書の写しの提出を求めている。

## 2.事業許可証 (Mayor's permit)

支店の所在地を管轄する地方自治体から事業許可証を取得する。事業許可証の取得には 通常、以下が必要となる。

- (a)バランガイ・クリアランス
- (b)賃貸契約書
- (c)所定の申請書
- (d)申請手数料、地方事業税:申請手数料、地方事業税額は地方自治体により異なる。

事業許可証申請時には通常、職員による査察が行なわれる。なお、事業許可証は毎年更新しなければならない。



3.住民税納付証明書(Community Tax Certificate)

支店の所在地を管轄する地方自治体にて納付、証明書を取得する。毎年の更新が必要である。

#### 内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き

する。申請時には SEC 登録証書の提示が求められる。

1.納税者識別番号(Taxpayer Identification Number)の取得
支店の所在地を管轄する税務署(Revenue District Office)から、納税者識別番号を取得

#### 2.納税者登録

申告が必要となる税の種類を確定する納税者登録を、支店の所在地を管轄する税務署に申請する。申請時には登録申請書(BIR 書式番号 1903)に下記を添えて提出する。

- (a)事業許可証
- (b)事務所賃貸契約書
- (c)SEC 登録証書
- (d)会計帳簿
- (e)登録手数料

申請が承認されると登録証明書 (BIR 書式番号 1556) が発行される。なお、税務署登録 は毎年更新手続きを行なう必要がある。

#### 社会保険関連の手続き

従業員の雇用が発生した時点で、社会保障制度(Social Security System)、健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation)、持家促進相互基金(Home Development Mutual Fund/Pag-IBIG Fund)への登録を行ない、毎月拠出金を納付する。

#### 設立後の手続き

1.SEC への有価証券の預託

SEC 登録証書発行から 60 日以内に、市場価値で 100,000 ペソ以上の有価証券を SEC に 預託しなければならない。これは現在及び将来の債権者保護を目的としたものである。 SEC が受理する「有価証券」とは以下のとおりである。

- (a)フィリピン政府、政府機関、政府系企業の国債、公債、社債など
- (b)証券取引所に登録されている国内企業の株式
- (c)国内保険会社もしくは銀行株式
- (d)以上のいずれかを組み合わせたもの



総所得 (Gross income) が 5,000,000 ペソを超えた場合、会計年度終了後 6 ヶ月以内に、その 2%の市場価値のある有価証券を追加預託しなければならない。

外国企業支店の保証金(Security deposit)算出に関するガイドライン(Guidelines on Securities Deposit of Branch Offices of Foreign Corporations)(フィリピン証券取引委員会覚書回覧第 2-2012 号、2012 年 5 月 7 日発行、2012 年 5 月 30 日に発効)により、保証金額算出の根拠となる総所得に対する控除が正式に認められ、控除項目が明確に示された。具体的には、国外サプライヤーや国外関連会社から発生する直接費用、国外サプライヤーから購入した資産にかかる減価償却費等を控除可能費用として挙げられている。いずれも「国外企業」との取引に関わる費用でありこれは、保証金はあくまで海外事業体である支店に債務不履行が起こった場合における、フィリピン国内債権者保護を目的としているためである。

上記の控除を行うには、控除項目を別に示した監査済み損益計算書(特別または年次)を SEC に提出する必要がある。

また、新たな追加手数料として「モニタリング・フィー」が今回のガイドラインで導入された。新規設立、既存を問わずすべての支店は保証金額の 0.1%にあたる金額(ただし5,000ペソを下回らず、50,000ペソを超えない)を毎年 SEC に納めることが求められる。

- 2.支店設立日から毎年 30 日以内に、年次報告書(General Information Sheet)を SEC に 提出する。
- 3.会計年度終了日から原則 120 日以内に、監査済み財務諸表を BIR に提出する。

## 100%子会社(Wholly-owned subsidiary)

#### 性質及び機能

外国企業は 100%子会社を設立することにより、フィリピンで事業を行なうことができる。 子会社は国内企業であり、フィリピン法の下で設立され、親会社とは別個の法人である。そ のため、親会社はフィリピン子会社に株式投資を行なった範囲においてのみ、フィリピン子 会社について責任を負う。フィリピン子会社の債権について、株主にまで権利を行使するこ とはできない。子会社の義務及び債務は子会社の資産の範囲で履行されることとなる。

外国企業の 100%子会社はフィリピンで幅広い事業活動に従事することができる。しかし、 外国投資法の下では、ある種の事業活動は、一部もしくは全部をフィリピン資本が保有して いる企業に対してのみ許可されている。対象となる事業活動は外国投資ネガティブリスト に記載されている。外国企業のフィリピン子会社は、フィリピン資本要件を満たすことがで きないので、当該リストに記載されている事業活動すべてに従事することができない。(「外 資に関する規制」の「規制業種・禁止業種」の項を参照)



外国投資ネガティブリストに示されているように、払込資本金 200,000 ドル以下の国内市場向け企業は、株式の 60%以上がフィリピン資本でなければならない。ただし、払込資本金 100,000 ドル以上の国内市場向け企業で、次のいずれかの条件を充たす場合、このような制限はない。

- (a) 先進技術(科学技術省が決定する)を利用していること
- (b) 革新的新興企業法 (Innovative Startup Act) に基づき、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されていること
- (c) フィリピン人従業員を15人以上雇用していること(従来50人とされていた)

したがって、外国企業の 100%子会社が国内市場向け企業として事業を行なうためには、以下の払込資本金が必要となる。

(a)先端技術を使用せず、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されておらず、15 人以上の直接雇用をしない場合、200,000 ドル相当以上の払込資本金 (b)先端技術を使用しているか、「スタートアップ」または「スタートアップ支援機関」として承認されているか、15 人以上の直接雇用をする場合、100,000 ドル相当以上の払込資本金

輸出型企業に該当する外国企業のフィリピン子会社は、最低運転資金額要件の対象とならない。外国投資法の下で「輸出型企業」とは、売上の 60%以上を外国に輸出する製造業者、加工業者、サービス業者(観光業を含む)をいい、貿易業者の場合には、国内で製品を購入し、その 60%以上を輸出する者をいう。

さらに、特定事業に従事する株式会社には、当該事業を規制する特別法や施行細則に従い、 高額の最低払込資本要件が適用される(「外資に関する規制」の「資本金に関する規制」の 項を参照)。

#### 証券取引委員会(Securities and Exchange Commission: SEC)への登録

子会社の設立には SEC への登録を要する。

#### 登録の必要書類

「事業開始申請書(SEC 書式番号 F-100)」(<a href="http://www.sec.gov.ph/"でダウンロード可能)に以下の各書類を添付の上、申請を行なう。</a>

なお、申請書類を SEC の窓口に提出する方法ではなく、ウェブ上で申請を行うこととされている。

2021年4月19日より、一人会社、2~4人の発起人の会社、通常の国内及び海外の株式 又は非株式会社について、従来の Company Registration System(CRS)に代わり、新しい



オンライン申請システムである Electronic Simplified Processing of Application for Registration of Company (ESPARC)により申請を行うこととされた(2021年4月5日付SEC 通知「NEW COMPANY REGISTRATION SYSTEM」)。

必要書類は基本的に従前と変わらないものの、担当官によっては更に追加の資料を要求 されることもある。

#### 1.社名確認書

SEC に社名の使用許可申請を行なう必要がある。申請した社名が承認された場合、SEC から社名確認書が発行される。既に SEC に登録されているものと同一もしくは類似の社名は使用できない。

#### 2.定款

SEC では「エクスプレス・レーン・フォーム」と呼ばれる定型フォームを用意しており、特定の事業に従事する会社の定款に使用することができる。なお、定款に含まれる項目には、社名、会社の主目的、主たる所在地、存続期間、発起人、取締役、授権資本額、払込資本額、財務役の任命などがある。

なお、2016年6月9日、SEC が発行した覚書回覧第6-2016号により、SEC に対して 登録申請を行う全ての会社及びパートナーシップは、その定款に、以下の内容を記載す ることが求められる。

- (a) 主たる事業所の詳細な住所(通りの番号や名前、バランガイ(最小行政単位)、市町村、もしある場合には建物の名前や番号、部屋またはユニットの名前や番号など)
- (b) 発起人、株主、取締役、受託者又はパートナーそれぞれの詳細な住所

また、同回覧により、全ての会社は、年次報告書(General Information Sheet: GIS)に主たる事業所の詳細な住所及び株主、役員、取締役又は受託者の詳細な住所を記載することが義務付けられる。

#### 3.付属定款

SECでは「エクスプレス・レーン・フォーム」と呼ばれる定型フォームを用意している。 なお、付属定款には、株主総会、取締役会、会社役員、会計年度などに関する規定が記載される。

#### 4.送金証明書

最低払込資金額要件の対象とならない場合を除き、初期送金として 200,000 ドル (先端技術を使用せず、50 人以上の直接雇用をしない国内市場型企業) もしくは 100,000 ドル (先端技術を使用しているか、50 人以上を直接雇用する国内市場型企業) 相当の送金がなされたことの証明書を財務役が発行する。

- 5.登録情報シート
- 6.財務役宣誓書

#### TIN 番号記載の義務化



2013年1月7日、証券取引委員会(SEC)は、覚書回覧第1-2013号を発行した。本回覧では、すべての外国投資家は、会社の設立やパートナーシップの登録の際、設立定款などすべての登録書類に、納税者番号(Tax Identification Number: TIN)またはパスポート番号の記載がなければ、設立や登録の申請は受け付けられないとした。変更申請の際にも、TINを記載し、自然人か法人か、居住者か非居住者かを記載しなければならない。一般情報票(General Information Sheets)など会社の設立およびパートナーシップの登録後にSECに提出するあらゆる書類についても同様とした。

#### 登録手数料

SEC への登録手数料は、授権資本額の 1%の 1/10 にその 20%を加えた金額となる。登録手数料の 1%に相当する調査手数料も納付しなければならない。付属定款の手数料として 210 ペソも支払う。

2014年1月23日、SEC は覚書回覧第4-2014号を発行した。本回覧は、SEC の会社登録・管理課(Company Registration and Monitoring Department: CRMD)の申請料と超過罰金の払い戻しおよび再申請に関するガイドラインを規定したもの。ここでは、どのような場合に払い戻しや再申請が適用されるかを規定し、払い戻しを受けるべき、または将来の手続きにおいて再申請が適用される場合の申請料の額および超過罰金の額について規定している。

#### SEC 登録後の必要事項

SEC 登録申請が承認されると登録証書 (Certificate of Registration) が発行される。これに続き、以下の手続きを行なう。

## 中央銀行の手続き

資本金として送金したものは、フィリピン中央銀行(BangkoSentral ng Pilipinas)に外国 投資として登録することができる。中央銀行への登録により、配当時や投資資金の本国引揚 時に、公認代理銀行にて外貨を調達することが可能となる。中央銀行への外国投資登録手続 きを行なっていない場合、外貨調達は公認代理銀行で行なうことができず、それ以外で調達 することになる。

中央銀行登録には外貨建て投資はフィリピンペソに転換することが必要である。

## 地方自治体の手続き

1.バランガイ・クリアランス

子会社の所在地を管轄するバランガイ(Barangay)から許可証を取得する。通常バランガイ事務所では、SEC登録証書及び賃貸契約書の写しの提出を求めている。

#### 2.事業許可証(Mayor's permit)

子会社の所在地を管轄する地方自治体から事業許可証を取得する。事業許可証の取得に



は通常、以下が必要となる。

- (a)バランガイ・クリアランス
- (b)賃貸契約書
- (c)所定の申請書
- (d)SEC 登録証書
- (e)定款、付属定款
- (f)申請手数料、地方事業税:申請手数料、地方事業税額は地方自治体により異なる。

事業許可証申請時には通常、職員による査察が行なわれる。なお、事業許可証は毎年更新しなければならない。

3.住民税納付証明書(Community Tax Certificate)

子会社の所在地を管轄する地方自治体にて納付、証明書を取得する。毎年の更新が必要である。

#### 内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)の手続き

1.納税者識別番号(Taxpayer Identification Number)の取得

子会社の所在地を管轄する税務署(Revenue District Office)から、納税者識別番号を取得する。申請時には SEC 登録証書の提示が求められる。なお、最近では SEC 登録の際に同時に納税者識別番号が付与されている。

#### 2. 印紙税の納付

印紙税は株式発行の際(資本金払込時)、200 ペソにつき 1 ペソ課される。印紙税の納付期限は株式を発行した月の翌月5日である。

#### 3.納税者登録

申告が必要となる税の種類を確定する納税者登録を、子会社の所在地を管轄する税務署に申請する。申請時には登録申請書(BIR書式番号1903)に下記を添えて提出する。

- (a)事業許可証
- (b)事務所賃貸契約書
- (c)SEC 登録証書
- (d)会計帳簿
- (e)会社定款、付属定款
- (f)登録手数料

申請が承認されると登録証明書 (BIR 書式番号 1556) が発行される。なお、税務署登録



は毎年更新手続きを行なう必要がある。

## 社会保険関連の手続き

従業員の雇用が発生した時点で、社会保障制度(Social Security System)、健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation)、持家促進相互基金(Home Development Mutual Fund/Pag-IBIG Fund)への登録を行ない、毎月拠出金を納付する。

## 設立後の手続き

- 1.設立から 30 日以内に株式及び株主台帳の登録を SEC に対して行なう。
- 2.年次株主総会から 30 日以内に年次報告書(General Information Sheet)を SEC に提出する。
- 3.会計年度終了日から原則 120 日以内に、監査済み財務諸表を BIR に提出する(フィリピンにて非上場の場合)。

## コーポレートガバナンス規定

- 1. ASEAN 域内のコーポレートガバナンス専門家によって行われる相互評価の十分な材料を提供するため、すべての上場企業(publicly listed companies: PLC)は、各企業のウェブサイトページに年次コーポレートガバナンス報告書(Annual Corporate Governance Report: ACGR)を掲載しなければならない。(2013 年 10 月 2 日 SEC 覚書回覧第 18-2013 号)
- 2. 上場企業のすべての重役および取締役会メンバーは年 1 回、SEC が認可した研修機関において、コーポレートガバナンス講座を受講しなければならない。また受講後は、講座終了後 10 日以内に出席証明書を SEC に提出する。(2013 年 11 月 29 日 SEC 覚書回覧第 20-2013 号)
- 3. 証券規制法(Securities Regulation Code: SRC)第 17 項により、ACGR の修正または 更新で報告または開示が必要とされているものは、報告事項に変更が生じた日から 5 日以 内に SEC 様式 17-C により SEC に通知しなければならない。同法によって修正および更新 が報告または開示することを要しないものについては、修正および更新を示したアドバイスメントレターにより、その変更が生じた日から 5 日以内に SEC に通知する。(2014年 1月 10日 SEC 覚書回覧第 1-2014号)
- 4. 2014 年 5 月 6 日、SEC は、改正コーポレートガバナンス法の特定項を改定する覚書回 覧第 9-2014 号を発行した。本回覧は、会社の存続または株主その他の利害関係者の利益に 悪影響を及ぼし兼ねないすべての重要な情報は、適時に公に開示しなければならないとし た。これらの情報には、とりわけ収益の結果、資産の取得や処分、簿外取引、関係者間取引、 直接および間接の役員および経営陣の報酬を含む。取締役会は、常に、すべの重要情報の開



示に関わらなければならない。上場企業は、株主およびその他の利害関係者の利益のため適切な交換メカニズムによって、すべての必要な情報を開示し、SEC に提出しなければならない。

5.2014年9月16日、SECは、覚書回覧第19-2014号を発行した。本回覧では、まず、マネーロンダリング防止運用マニュアルの提出について規定しているが、その期限は、金融会社やローン会社が株式保有の機関投資家になってから60日以内かつ、払込み資本金が1,000万ペソに増加し、または外国投資家による議決権株式の所有が40%に増加して、本回覧が効力を発効した後となる。金融会社やローン会社が、本規則の発効の前かつ2010年12月8日よりも後に株式保有の機関投資家になった場合には、当該マニュアルは、それらの会社がそうなった日または提出をしないと通知した会社に与えられた日の直近の会計年度から60日以内または2014年10月30日のいずれか早い日までに提出されなければならない。マネーロンダリング防止コンプライアンス様式は、3年ごとに、マニュアルの提出期限に従い、株式保有の機関投資家によって提出され、その年の6月の最初の平日にSECに提出されなければならない。

マニュアル提出が遅れる 1 日ごとに 500 ペソの罰金が当該会社に課される。コンプライアンスマ様式の提出の遅れについては、基本罰金 10,000 ペソに加え送れる 1 日ごとに 100 ペソを加算した罰金が当該会社に課される。

6. 2015 年 1 月 14 日、SEC は、覚書回覧第 3-2015 号を発行した。新規上場会社は、年次 内部統制報告書をフィリピン証券取引所の上場から 1 年経過した後の次の 3 月 30 日に提出 するものとする。

7. なお、2016 年 11 月 22 日に SEC が発行した覚書回覧 19-2016 号により、上場会社に適用されるコーポレートガバナンス法(Code of Corporate Governance for Publicly-Listed Companies)が 2016 年 11 月 10 日付で承認され、2017 年 1 月 1 日から施行されることが発表された。同法は、前述の SEC 覚書回覧第 20-2013 号、覚書回覧第 9-2014 号に優先して適用されると明記されている。

8. 2020 年 10 月 13 日に SEC が発行した覚書回覧 30-2020 号により、外国企業について、 年次報告書(General Information Sheet)に実質的所有者情報を記載することが求められた。

#### 監査済み財務諸表の提出

- 1. 2013 年 4 月 23 日、SEC は、覚書回覧第 6-2013 号を発行した。同回覧では、2013 年 1 月 1 日に発効した企業の財務諸表における新規および改正フィリピン財務報告基準について規定した。
- 2. 2018 年 1 月 22 日、SEC は、覚書回覧第 3-2018 を発行した。同回覧では、SEC 登録ま



たは許可の番号の最後の桁の数字に従って、会社の年次財務諸表の提出スケジュールを規 定した。

## 備考

#### 個人事業主 (Sole Proprietorship) の登録手続き

個人事業主の場合、貿易産業省 (DTI) への登録を要する。2011 年より、貿易産業省 (DTI) による事業体の登録にかかる登録料が引き上げられた (行政令第 10-10 号、2010 年)。

外国人でも個人事業主となることが可能。ただし、個人の場合も法人と同様に外資規制対象となり、行うことのできる事業は外国資本 100%での参入が可能なものに限られる。同様に、資本規制もあるため、国内向け事業を行う場合には払込資本金 200,000 ドル以上が求められる。

登録料は下記のとおり。

バランガイ 200ペソ
市 (City/Municipality) 500ペソ
地域 (Regional) 1,000ペソ
国 (National) 2,000ペソ

#### 一人会社 (One Person Corporation (OPC)の登録手続き

会社法が改正され(2019年2月20日成立)、一人会社が新たに定められた。この改正により一人の株主でも会社を設立することが可能となった。一人会社では、自然人、信託又は財団のみが株主となることができる。そのため、法人(外国法人を含む)がフィリピンにおいて一人会社を子会社として設立することはできない。また、一人会社を外国人が設立する場合には、100%外資の法人となるため、ネガティブリストにおいて外国資本が100%であっても参入が認められている業種以外の会社を設立することはできない。

なお、2020 年 8 月 25 日に SEC が発行した覚書回覧 27-2020 号により、通常の株式会社 (Ordinary Stock Corporation: OSC) と一人会社 (OPC) との間の転換についてのガイドラインが定められた。